

新婚世帯の

新生活を支援します

大津市で新生活をスタートされる夫婦に、住居取得費、住居賃借費用、リフォーム費用や引越費用の一部を補助します。

補助金額
上限

30万円

夫婦ともに
39歳以下

補助金額
上限

60万円

夫婦ともに
29歳以下

大津市

結婚新生活支援事業補助金

申請期間

令和4年6月1日（水）



令和5年3月3日（金）

主な要件

※申請前に裏面のチェックシートをご確認ください。

- 令和4年1月1日から令和5年2月28日の間に婚姻した夫婦であること
- 婚姻した夫婦の年齢が共に39歳以下であること
- 令和3年分の夫婦の所得を合計した金額が400万未満であること
- 申請時に夫婦の住民票の住所が申請に係る住居の所在地となっていること
- その他、大津市の定める要件を満たすこと

※その他要件や詳細については、裏面又はホームページにて確認ください。

申請先・お問い合わせ先

申請を希望される方は事前にご相談ください。

大津市 政策調整部 企画調整課 〒520-8575 大津市御陵町3番1号(本館2階)

TEL : 077-528-2701

MAIL : otsu1001@city.otsu.lg.jp

大津市結婚新生活支援事業補助金

検索



令和4年度 補助対象要件チェックシート

	チェック項目	チェック欄 (※)	
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
取得			
9			
賃借			
10			
リフォーム			
11			
引越			
12			
13			
14			